

第5章 災害復旧対策

第1節 基本方針

本章は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 放射性物質による汚染の除去等

県は、復旧・復興に遅れが生じないよう、国、関係市村、原子力事業者及びその他の関係機関と協力して、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行う。

第3節 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家、原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示する。また、解除実施状況を確認する。

第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、関係機関及び原子力事業者と協力して環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。

第5節 災害地域住民等に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

県は、関係市村が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨を証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力する。

2 被害状況調査の実施

県は、災害時における規制措置等により物的損害を受けた住民等の損害賠償等に資するため、必要に応じ農林水産業、商工業等の受けた被害について調査し、資料を整備するよう関係市村長に指示し、これに協力する。

3 災害対策措置状況の記録

県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置等を記録し、保存する。

第6節 風評被害等の影響の軽減

県は、国及び市町村とともに、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、県内外に対して、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。

第7節 被災中小企業等に対する支援

県は、必要に応じ国と協調した中小企業高度化資金貸付、小規模企業者等設備資金貸付及び中小企業向け県制度融資等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第8節 心身の健康相談体制の整備

原子力災害においては、発電所の周辺地域の居住者等に、避難等に伴う環境の変化による精神的負担に加え、放射性物質等による被ばくや汚染に対する不安を与える可能性がある。

県は、国及び市町村とともに、不安軽減のための適切な情報を提供し、心身の健康の保持・増進に努めるため、災害時要援護者にも十分配慮した、心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

第9節 物価の監視

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、国、市町村の協力を得て、生活関連物資の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

第10節 現地事後対策連絡会議への職員の派遣

県は、原子力緊急事態解除宣言が発出された後において、環境放射線モニタリング、医療活動、風評被害対策等の事後対策を円滑に実施するため、現地事後対策連絡会議が原子力防災センターにおいて開催された場合、必要に応じて関係する職員を派遣する。

第11節 原子力事業者からの職員の派遣

県は、復旧対策に際し、必要に応じて原子力事業者に対して職員の派遣を要請する。